

**【商工労働水産部関係：質問項目】**

1. 観光客の満足度調査について
2. 知的財産の活用について
3. かごしま製造業振興方針について
4. 緊急雇用関係について
5. 水産業（稚魚放流事業）について
6. 水産関係の試験研究について
7. パスポート発行事務（随契）について

**【質問本文】**

**1. 観光客の満足度調査について**

**■ 質問（しもづる）**

私からは二点なんですが、一つは、数値目標指標設定についてお伺いしたいなと思っています。

この数値目標については二つの数値目標が設定されていまして、宿泊者数をふやす、こちらはわかりやすい指標かと思えます。一方で、満足度を高めてリピーターをふやす、この目標自体はいいんですが、それを継続する指標として、この観光まごころ体験だよりというのが妥当なのかどうかということを少し検討させていただきたいなというふうに思っています。

そこでまず伺いたいのが、この観光まごころ体験だよりというものは、ちょっと僕も詳しく知らないので教えてほしいんですけども、観光客の人が書いて投函したときに、例えば抽選で何か当たるとかそういう仕掛けになっているんですか。どういう仕掛けになっているんでしょうか。

**□ 答弁（観光課長）**

県の特産品とか協賛をいただきまして、その中から抽選で県の特産品等が当たるような仕組みにいたしております。

**■ 質問（しもづる）**

この観光まごころ体験だよりという仕組み自体は僕はいい仕組みだと思っています。たくさんサンプルが集まるように協賛をいただいて、特産品を抽選で差し上げる、これもいい仕組みだと思っています。ただし、これが満足度が高まったか、リピーターがふえたかという成果指標として妥当なのかどうかというと、正直疑問に思うんですね。

というのが二つあって、一つは、まず、サンプル数をふやそうと思ったら、やろうと思えば、それこそ商品内容を豪華にしていけば、もしくはもっとPRをしていけば、サンプル数としてはもっと集まってくると思うんですね。じゃ、そのサンプル数が集まったからといって、じゃ満足度が高まったかとい

ったら、なかなかそうも言えない状況ですよ。

もう一つはパーセンテージの話です。過去の成果調書とか見ても八割、九割で推移しているんですが、ある意味これは当たり前だと思うんですね。というのが、マーケティングとかでも一番怖いのが、不満を持った人が何も言わずに去っていくのが一番怖いというふうに言われます。つまり、よっぽどの不満を持っていて、よっぽどもうこれを言わんと気が済まないということを思わない限り、不満って書かないはずなんですよ。もちろん満足の方も、よっぽど満足していただいたことは書いていただいてそれはいいんですが、当然にこれはもう満足が九割いって当たりの仕組みだと思っています。

もちろん、満足が集まること自体がいいんですが、改めて成果指標として妥当なのかというふうに思って提案させていただきたいんですが、結局、実際の満足度をはかりたい、もしくはどれぐらいリピーターで来たのかはかりたい、パーセンテージも含めてですね。というのであれば、例えば、宿泊施設等に委託して何らかのアンケートをとってもらったり、また、宿泊施設の方々というのは顧客名簿を絶対に管理しているはずなので、県外客のうちどれぐらいがリピーターだったかというのはわかっているはずなんですよ。

そういうヒアリングとかで実際の満足度ないし実際のリピーターということをはかっていくということは考えられないのか。ちょっとここの成果指標の設定についてお考えを聞かせてください。

#### □ 答弁（観光課長）

まごころだよりにつきましては、御意見のとおり、やはりよかったという意見が多うございます。ただ、今、この制度だけで満足度あるいはリピーター度をはかるということは恐らく無理があるとは認識しております。

ただ、この五年の中では、具体的に我々でつかめる指標、委員御指摘のいろんな宿泊施設を使ったり、あるいはコンサルタントを使ったりという方法はあったかもしれませんが、現に我々のもとにある制度を使うという視点でまいりました。

ただ、年に一回、国の観光庁の統計をもとに、宿泊者数とか外国人の観光宿泊者数という数字を国のほうからいただきます。それをもとに県独自で観光客にインタビューをしたり、アンケートをとったりして、毎年出しておりますが、観光消費額あるいは何度来たかというような指標は毎年、完全ではございませんけど、十月あたりに公表するような準備を進めております。そういうところで工夫できる余地はあるかなと思います。

いずれにしても、先ほど指標のところ調整中と書きましたのは、まだ我々も御意見を精いっぱいいただいておるとい判断はしておりません。もし過去五年の指標でいくとなりましたらここに載せようと思ったんですが、まだこの部分はいろいろ御意見があるということ十分に踏まえておまして、今後、民間あるいはいろんな団体が行っているような調査等もどんどん調査しまして、適切な指標がないかということは勉強してまいりたいと思っております。

#### ■ 質問（しもづる）

ありがとうございます。

恐らく、観光まごころ体験だよりというのを使ったのは、一つは安くでとれる、今ある仕組みを使って安くでとれる、測定が安くでできるということだったと思うんですけども、ただ、一方で、確かにアンケート等々を全部とろうとすると、すごく費用的にも期間的にも無理が出てきますけれども、統計学上、例えば、ちゃんとサンプルのとり方を工夫すれば、千程度とれば大体全部をカバーできると言われているというふうにも聞きます。なので、ちょっとそこも工夫していただいて、実際の満足度、実際のリピーター度合いというのものなるべく計測できる指標を設定していただきたいなと思います。

というのが、ここで目標を設定してどれだけ達成できたかというのは、ああよくできました、よかったねではなくて、よくできたとしても、うまくいかなかったとしても、じゃ何でなんだろう、どこが悪いだろう、どこがよかったんだろうというそこを分析して、次の打ち手につなげていくための数値目標であり、そして成果測定であろうかと思います。

なので、観光まごころ体験だよりという話、ちょっと成果指標としてはおかしいんじゃないかという話をしたのは、ちょっとやればサンプル数も伸びるし、そもそも満足度九割だね、鹿児島県の観光に九割満足してくれているんだなんていうふうに考えてしまったらまずいですし、またそう感じて次の打ち手につながらないという、次の打ち手につながらない成果指標であるからこそ、ちょっと考えていただきたいなというふうに申し上げました。

先ほど答弁でもいただいたとおり、今、調整中ということもありますので、なるべく成果指標、数値目標を満たしていようがいが次の打ち手につながるような、そして実際にここに満足度を高め、リピーターをふやすという目標を掲げられて、非常にいい目標だと思いますので、なるべく実際のこれがかれるような、そういう数値目標を設定していただけるように工夫していただければなというふうに思っています。以上です。

## 2. 知的財産の活用について

### ■ 質問（しもづる）

私から数点ありますので、まとめていきたいと思います。

まず最初に、知的財産についてお伺いしたいと思います。

鹿児島に稼げる仕事をつくる、他県と差別化をして、より外貨を稼げる仕事をつくっていく上では、知的財産権をつくり、そして活用していくということが非常に重要になるかと思います。

本県では、知的財産推進戦略を策定して、知的財産の積極的創造並びに活用を推進されていることかと思っておりますけれども、目標期間、平成二十八年度末までの五カ年計画のうち、ちょうど中間の三カ年経過した状況でございます。

そこで、知的財産推進戦略に定められております特許等の取得件数の目標値がございしますが、直近の年度までで、現在どれだけの実績が出ているのかということを示していただきたいと思います。

### □ 答弁（産業支援対策監）

知的財産推進戦略についてのお尋ねです。

今、委員おっしゃいましたとおり、平成二十四年度、去年の三月に戦略を改訂しまして、平成二十四

年度からスタートして現在二年半、ちょうど折り返しを迎えているところでございます。推進戦略の中で、特許権、それから実用新案権、意匠権、商標権、国際出願、五つにつきまして目標数を設定してございます。

現在の進捗の状況でございますが、まず、特許権につきましては、目標数を五年間で千二百十件の出願と定めておりますが、現在、昨年度末、平成二十四、二十五年度の二カ年度で三百五十九件でございまして、進捗でございますと二九・七%でございます。五年のうちの二年ですので、四〇%というのがおおむね目標を達成しているという数字ですので、二九・七なのでまだその数字に至っていないということです。

それから同じように、同様に実用新案権につきましては、三百三十件の目標に対しまして、現在、二カ年度で六十一件で、進捗が一八・五%、それから意匠権が、二百十件の目標数に対しまして二カ年度で五十二件、進捗で二四・八%、それから商標権、これが三千八十件の目標数に対しまして千百十七件ということで、これが目標達成率でいくと三六・三%、それから最後に国際出願でございまして、これが百三十件の目標に対しまして六十五件ということで、五〇%ということで、唯一この国際出願だけが四〇%を超えて順調に数字を伸ばしているという状況でございます。

## ■ 質問（しもづる）

今、特許等の五つの目標について、現在、昨年度末までの進捗状況をお示しいただきましたが、答弁にもありましたとおり、通常五カ年等しく伸びていくとするならば、四〇%の達成度合いがあるところを、国際出願については五〇%と非常に好調ではありますが、実用新案が一八・五%と、その目標で達成しているべき数値の四〇%の半分を下回っているなど、なかなか苦戦している状況なのかなというふうに思います。

そこで、この状況についてまずどのように評価をされているのか。つまり具体的には、目標を五年間で達成するというのを考えたときに、等しく達成するものなのか、それとも、例えば最初の二カ年ぐらい何か仕掛けをしておいて、どこかで爆発的に伸びるということを想定しているものなのかによって、評価というのは違ってこようかと思えます。なので、それをどう評価しているのか。現状の、単純に伸びた場合の四〇%というところには達していないところをどう評価しているのかというのが一点。

そしてその評価に対して、今後、戦略の後半期に入っていくわけですが、どのような取り組みをされるおつもりなのか、この二点を示してください。

## □ 答弁（産業支援対策監）

現在の状況に対する考えということでございますが、委員おっしゃいましたとおりといいますか、本来であれば四〇%、そして二年間の数字を超えていなきやいけないなというふうに思っております。

私どもとしましては、知的財産活用推進員、非常勤の職員を配置しまして、企業さんをずっと訪問して、特許等のこういう知的財産権の取得の必要性だとか、そういった普及啓発も取り組んでおりますし、あとセミナー等も開催しているところですが、まだまだちょっと取り組み方が足りないのかなというのが実感でございます。

とりあえず、今ちょうどこの九月末で二年半、丸半分ということで、二年間の数字も出ましたので、現在、個別に数字を分析しまして、どこに問題があるのか等々をもう一回精査をしまして、今年度、改

めて取り組みの方針を検討してまいりたいと考えておりまして、その作業を行っているところでございます。

#### ■ 質問（しもづる）

今後、問題の所在を分析されるということなのですが、恐らく問題があるとしたらどちらかだと思っています。というのが、今、普及啓発に努められていると、知的財産の重要性について企業向けに普及啓発されているという御説明でしたけれども、それでは、例えば、企業のほうが知的財産権になるようなシーズは持っているけれども、知的財産権の積極的活用の必要性をまだ認識されていないのか、それとも、そもそもシーズ自体を持っていないのかによって恐らく打ち手は違ってこようかと思えます。ぜひそのところを分析して、後半しっかりと、せっかく立てた目標を達成できるように取り組んでいただきたいと思っております。

関連でもう一つ、県のほうでは発明奨励事業というのをされているかと思えます。こちらは県職員、公設試などの研究員の方の知的財産、創造推進の取り組みだと思うんですけども、こちらは具体的に県職員ないしは研究員の方が積極的に知的財産を創造する取り組みとしてどういう取り組みをしているのか。また、実際の活用例を教えてくださいたいと思えます。

#### □ 答弁（産業支援対策監）

発明奨励事業に対するお尋ねでございます。

まず、職員の発明に関しましては、実際、所管をしておりますのは人事課でございます。私どもの産業立地課で持っております発明奨励事業につきましては、私どもに工業技術センターがございまして、工業技術センターにおける特許の出願の際に係る手数料ですとか、審査の手数料、そういった等々を予算化したのが発明奨励事業ということでございます。（後ほど訂正発言あり）

参考までに、現在、工業技術センターにおきましては、県の単独で二十五件、それから企業との共有の特許で二十七件、合計五十二件の特許を保有してございまして、八月末現在で現在出願中のものも十四件ございます。こういった状況でございます。

#### ■ 質問（しもづる）

ありがとうございます。

特許出願というのは、実際に工業技術センターということでしたけれども、税金をつぎ込んで研究されていることなので、その成果が少しでもよりよく使われることがいいのかなと思うんですが。

もう一つ、特許の対価の帰属はどうなっているんですかね。研究員の方が何らかの特許を取ったりすると、それが実際に活用されてお金が入ってくると、その場合の対価の帰属はどういうふうになっているんですか。

#### □ 答弁（産業支援対策監）

この対価につきましては、鹿児島県職員の勤務発明等に関する規程、これに規定をされてございまして、実施補償金と登録補償金、これを登録の際、それと実際登録後の特許の実施料収入等に応じまして

支払うというようなことで規定されてございます。

#### ■ 質問（しもづる）

ありがとうございます。

具体的には今後、議論をしていきたいなと思っているんですが、国のほうでも、企業の研究員が発明したときにその帰属はどうなるのかということも議論されているようですし、ただ、その中で、研究員の方がよりモチベーションを高く持って知的財産を創造していこうという、そういうモチベーションが上がる対価のやり方はどうなのかなということも今後、一緒に知恵を絞りながらやっていければなと思っております。

### 3. かごしま製造業振興方針について

#### ■ 質問（しもづる）

続いて、今度はかごしま製造業振興方針についてお伺いしたいなと思います。

こちらと同じく五カ年の目標が立てられていて、経過中なわけですが、製造業振興方針についてはたしか来年度が期限じゃなかったかなと思っておりまして、そうしますと、そろそろ改訂の準備に入っていく時期なのかなというふうに思っております。

それで、こちらの製造業振興方針についても、製造品出荷額や雇用者など五つの目標数値が掲げられていますが、こちらも先ほどと同様に、現在、直近年度までの進捗状況を示していただきたいと思っております。

#### □ 答弁（産業立地課長）

かごしま製造業振興方針についてのお尋ねでございます。

この方針は、本県の製造業の特性や現状を十分に生かしまして、厳しい地域間競争というのがございますが、これを勝ち抜くことによりまして、本県の経済基盤を安定したものにすることを目標に、県内の産学官の関係団体が一体となって取り組むべき方向性を示したものでございまして、委員、今おっしゃったように、平成二十三年度から二十七年度までということの五年間を経過期間としておるところでございます。

中身としましては、六つの柱というものを立てております。まず一つが地域資源を生かした新産業育成、二番目がオンリーワンの技術によるキラリと光る企業の育成、三番目としまして新成長分野への参入・企業誘致の推進、四番目がアジアへの販路開拓支援、五番目に企業誘致の推進、立地企業へのフォローアップ、六番目に産業人材の育成・確保ということを柱に、私どもいろんな事業を取り組んで、振興方針にのっとって事業展開をしているというところでございます。

また、これを定めるときに目標値というものを、先ほど委員のほうからございました五つ、五項目ということで目標値を定めておるところでございます。来年が最終年度ということで、私ども、目標に対して今どうかなということで進捗状況の精査をしておるところでございます。最終、五年終了した時点での数字を、平成二十五年度終わった時点、三年経過時に換算しまして五項目について精査をしたとこ

る、まず一番目の製造品出荷額につきましては、現在九八・七%というところでございます。

それから二番目の事業計画の認定数というのがございます。これについては今、九〇・二%というところまで来ておるところでございます。それから三番目の産学官の共同研究数というのがございます。これについては一〇一・六%ということでございます。立地協定件数につきましては一一〇・七%ということで超えております。

最後の五番目の新規雇用者数というところが七七・六%ということで、若干ここの部分が少ないんですが、ここにつきましては、最近、大規模の雇用の企業誘致というものが非常に少ないというあらわれということで、私どもこの辺も十分精査をしまして、合計で九五・八%ということで評価をしているところなんですけれども、おおむね順調とは言えるところなんですけれども、若干まだ数字が低いところもございます。

来年度まで、ことしを含めて二年ということがあります。この間、いろんな事業を新たにつくりまして、てこ入れをしたりということをやっておりますけれども、あと二年間いろいろな事業を展開しながら目標値を超えるような形で今後進めていきたいというふうに考えておるところでございます。

#### ■ 質問（しもづる）

ありがとうございます。

今の何%というのは累計でということなんですよね。そうしましたら、三年間経過時点で六〇%いってれば順調というところの中で、全項目上回っておりますし、中には、五年間の目標数値も既に達成しているところもありますので、ぜひ継続をして取り組んでいただければと思いますが、一方で、製造業振興方針の策定時のときの議事録とか見てみますと、重点業種の絞り込みについて若干異論が出ていたり、恐らく、策定から五年たってくる中で、注力すべき重点業種が変わってきてあるのかなというふうにも思いますので、今後、改訂に向けた議論の中で、またこちらと一緒に知恵を絞らせていただければなというふうに思っております。

### 4. 緊急雇用関係について

#### ■ 質問（しもづる）

続いて、今度は緊急雇用関係で伺います。

これは六月議会でも伺ったんですが、雇用関係でいろいろ補助金が出ます。緊急雇用ということで、雇用主からすると相当安く、もしくは無料で雇えたりするという場合もあるわけですが、一方でやっぱり、例えば悪いことを考えるコンサルがいたりしたら、どうやって補助金をとって実質負担安く雇って、しかも補助金が切れたら捨ててしまえと、そういうことを考えることが出てこないとも限りませんし、やはり制度設計としては、そういういわゆる悪用が防げるような制度設計をしなければならないというふうに考えております。

その中で六月議会でも伺いましたところ、緊急雇用の中には、今回の事業終了後に正規雇用化した場合に、その時点で一時金が発生する形態があるというふうな御説明をいただきましたけれども、その場合にやはり追跡調査を行うべきなんじゃないかというような話をさせていただきました。それについての

お考え、検討状況についてお聞かせください。

#### □ 答弁（雇用労政課長）

ただいま緊急雇用のことでお尋ねがございました。

現在、二十六年度に実施しております事業、三種類ございまして、今、一時金が発生するという事業が起業支援型事業でございます。それからもう一個、地域人づくり事業というのがございますけど、これは二通りありまして、雇用拡大のプロセスの事業、それから処遇改善のプロセスの事業という、種類としては三つございます。

このうちの起業支援型事業、これが一時金が発生するものでございます。これにつきまして、現在まだ事業が継続中ということではございますけれども、いわゆる追跡調査という意味でいいますと、過去の事業につきましては、二十三年度までは一部抽出した調査をやっておりました。これは二十四年度以降は、一部抽出は国に報告ということでやるんですけれども、県としまして独自に全数調査はやっております。そしてそれは事業終了後の雇用状況のいわゆる追跡というより、一時的な調査というふうになっております。

それで、一時金が生ずる方々について、これは一時金を支給する際に当然いろいろ中身、概略検討して支給するわけでございますけれども、その時点では間違いなく雇用はされておりますけれども、例えば一年後どうなっているかとかいうような調査は、現時点ではやっていないところでございます。

ただ、今、委員御指摘のとおり、確かに全国的にはちょっと一部悪質な業者もいるようでございますので、鹿児島県としましても、少なくとも今年度、事業執行部分につきましての一時支給しました分は、できましたら半年なり一年、これはちょっともう一回、どの程度が適当かを検討しまして、そこで実施する方向で検討してまいりたいと考えております。

#### ■ 質問（しもづる）

ありがとうございます。

ぜひこの追跡調査、どの時点をとるのが妥当かというのは、今、答弁でもありましたとおり、いろいろ考える必要があろうかと思っておりますけれども、やはり追跡調査等はやっていただきたいなと思っております。

というのが、理由が二つあって、一つは先ほど申し上げた悪用の可能性を排除すること。もう一つは、景気が沈んだときにカンフル剤としてこういう緊急雇用的なものをやるということは、今後も景気の動向によって出てこようかと思っております。そのときにいかに少ない金額で高い効果を上げるかということをやっぱり考えていかなきゃいけない、政策の効率性を。そのときに過去に実際どういうふうな業態に対してどういう雇用支援をやって、幾らつぎ込んで、どういうふうな固定した雇用が生まれたかというのは、非常に貴重なサンプルになると思うんですね。今後の政策、今後、十年後、二十年後の政策を考えるときに、なので、そこも含めてぜひ追跡調査を行っていただきたいなと思っております。

それに関連して一点具体的に、今年度、食品関連産業エキスパート養成・派遣事業というものをやっておられるかと思っております。これもたしか十四人を一カ月研修して半年、英語経験者等を食品関連加工業等に出すという、いえばトライアル雇用型なのかなというふうに思っておりますが、これも半年の雇用期間が終了した後の追跡効果測定というのをどのように考えているか、今の現時点での検討状況をお聞かせください。



## □ 答弁（商工政策課長）

食品関連産業エキスパート養成・派遣事業についてのお尋ねでございます。

食品関連産業のプロジェクトの中の一つのメニューでございまして、食品関連産業振興プロジェクトは国の戦略産業の雇用創造プロジェクトを活用して行っているものでございまして、企業さんの売り上げを上げることで雇用を促していこうという、そのような事業でございます。その一環として食品関連産業エキスパート養成・派遣事業というのがございます。

現在のところ、十四名の方が我々の委託しているところに採用されて、現時点でマッチングの状況といたしましては、派遣先が決まった方が一名、内定をいただいている方が四名、内定待ちをしていらっしゃる方が九名ということでございます。

正式雇用につながるような取り組みというものを我々は今、考えておるわけなんですけれども、これらの方々は営業・企画職の経験者でいらっしゃるんですけども、ほかの業種にいらっしゃる方々も多いので、現在、食品業界の現状とか、マーケティングとか、衛生管理等の研修を実施いたしまして、食品関連産業でずっと勤めていただくのに必要な知識を習得していただいております。あと研修生の希望と受け入れ先の企業さんのニーズ等をしっかり把握した上でマッチングを行うと、ミスマッチができるだけ生じないようにしていこうというふうなことを考えております。

受け入れ企業さんでの研修期間中も委託先の派遣会社に就職支援チームを配置していただきまして、定期的に面談を行うなど、研修生の方々のモチベーションの維持とか、モチベーションを上げるやり方、メンタルヘルスなどのフォローアップというものも考えております。

研修生のフォロー結果を受け入れ先の企業さんに報告するとともに、受け入れ先企業にも就業状況を確認するなどのことで、できるだけ就職につながるような形をとっていきたいと思います。仮に、私どもの県の研修期間後に本人様の辞退とか、正式採用に至らなかった場合も、委託先が人材派遣業者でございますので、そこに登録していただいて、通常の民間ベースの正式採用とか派遣につながるようなフォローをしていただくと。

一定の御経験とか研修を行っている方々でございますので、今回内定をいただけなかったほかの企業さんからもまたお話があるんじゃないかなというふうに考えておりますので、今のところ、このような形で対応していこうというふうに考えております。

## ■ 質問（しもづる）

ありがとうございます。

食品関連産業エキスパート養成・派遣事業は、今年度の目玉でもあります食品関連産業関係の事業の一つでもありますし、何より十四名養成・派遣するのに三千七百万ということは、派遣費用も含めて一人当たり二百六十万ぐらいかかっているという事業であります。

なので、せっかく育てた方が半年派遣したらそのまま雇用につながらない、もしくは別業種に行っちゃうとか、そういうのも結構、なかなかもったいない話でありますので、一番いいのは派遣先のところが継続して雇用してくれることですが、そうでなかったとしても、せっかく身につけた、そして今後、本県が力を入れようとしている食品関連産業ですから、そちらに就職していったかどうかということを含めて追跡していただいて、今回の事業の方法がどうだったのかということを検証する指標にし

ていただきたいなと思っております。

## 5. 水産業（稚魚放流事業）について

### ■ 質問（しもづる）

あと続いて水産業に関してお伺いします。

今後、鹿児島県の漁業が何で飯を食っていくのかという観点から、まず一つは、豊かな海づくり事業についてお伺いしたいなと思います。

こちらはたしかヒラメとかマダイとかの稚魚を放流している事業だったと思いますけれども、こちらの魚種選定の理由と費用対効果をどう捉えているのかなということをお教えください。

### □ 答弁（水産振興課長）

ただいま、放流事業につきましての質問でございます。

この事業につきましては、豊かな海づくり総合推進事業でございますが、奄美、熊毛を除きます県内海域を対象にマダイ、ヒラメの大規模な放流を実施している事業でございます。平成二十六年度はマダイで県内三十三カ所、八十七万尾余り、それからヒラメにつきましては県内三十四カ所、五十一万尾余りを放流したところでございます。

魚種の選定の理由でございますけれども、対象魚種の選定に際しましては、放流海域の実情等を踏まえまして、環境、生態系との調和を図りながら、多種少量にならないように対象魚種の重点化、重点放流について努めているところでございます。

本事業で放流しておりますマダイ、ヒラメにつきましては、昔から沿岸漁業者の漁獲対象魚種でありまして、一本釣り、はえ縄、刺し網、定置網、ごち網、底びき網など多種多様な漁法で漁獲されております。また、高級魚としても重要な漁業対象資源でもありまして、本県栽培漁業の重要な魚種として漁業者からの要望も非常に強いところでございます。

また、もう一点の大切な重要な理由としましては、安定的に大量の種苗生産が可能であるということが挙げられます。マダイにつきましては昭和六十年ごろから、ヒラメにつきましては平成に入ってから大量の種苗生産が可能となっているところでございます。

それから、費用対効果についての御質問でございます。

マダイ、ヒラメにつきましては、放流効果が余り確認できなかった種子島、屋久島については放流をやめまして、現在、放流箇所の集約化を図っているところでございまして、先ほど言いましたように、マダイは本土域三十三カ所、ヒラメにつきましては三十四カ所で放流しております。

マダイ、ヒラメの費用対効果につきましては、直接漁獲による採捕の把握が完全ではないことから、十分に把握していないところでございますが、マダイにつきましては、鹿児島湾のマダイ漁獲量に占めます放流魚の割合は、平成二十四年は尾数で約三・二%、それからマダイの大量放流を行ってきた鹿児島湾の漁獲量と比較しますと、放流開始時の昭和四十九年度は七十トンでございましたけれども、放流とともに漁獲量が増加しまして、昭和六十年から平成十一年度ごろまでは百五十トン前後と、ほぼ倍増して推進しておりました。しかしながら、平成十二年から十八年は漁獲量が百トン前後まで落ち込ん

だ経緯がございます。最近になりまして、平成二十二年から平成二十四年度の三カ年の平均につきましては約百四十八トンと、前の水準まで増加してきているところでございます。

一方、ヒラメにつきましては、本県のヒラメの漁獲量に占める放流魚の割合は、平成二十四年度は尾数で約一〇%、一割となっております。しかしながら、放流が始まります以前の昭和五十六年ごろの県の漁獲量と比較しますと、約七十トンであったものが、昭和五十九年からの放流によりまして増加いたしまして、平成九年ごろには約百五十トンまでとなっております。しかしながら、マダイと同じようにその後少し減少しまして、平成十七年には五十六トンまで落ち込んでおります。しかしながら、先ほどのマダイと同じように、近年、二十二年から二十四年度の三年間の平均でございますけれども、約七十一トンまで資源が回復してきている状況でございます。

マダイ、ヒラメの放流事業におきましては、漁獲量が放流を開始する以前に比べまして、同等もしくはそれ以上にふえておりまして、ある一定の成果を上げており、回収率や費用対効果として把握できていない部分、例えば放流した魚が親となってまた子供を産むとか、そういう再生産の効果もあるのではないかと考えております。

また、水産とは余り関係はないんでございますけれども、副次的な効果といたしまして、鹿児島湾などは大都会の風光明媚な静穏な海域で、大きなマダイが釣れる場所として全国の釣りのファンの間でも有名でございます。そういうことで、県内外の観光客や遊漁船も大勢訪れているということで聞いておりまして、地域の活性化にも役立っているのではないかと考えております。

## ■ 質問（しもづる）

今、魚種選定理由として、大量に種苗生産が可能であることや、また効果として、特に錦江湾のマダイは釣りファンへのPRにもなっているということを伺いました。また資源回復効果もあるということ伺いました。

ただ、一方で、今回は問題提起にとどめておきたいんですけれども、費用対効果としまして、この事業はたしか一億七千万円ぐらい使っていたかと思えますけれども、たしか平成二十四年度に水産庁が出している鹿児島県における魚種別の生産額という資料を見ますと、ヒラメが一億二百万円で、マダイが四億三千八百万円ということで、合わせて五億四千万円ということになります。もちろん放流したものの全てが帰ってくるわけではないですし、また漁獲高で、生産額で上がってくる中には、恐らく大半は放流したものの由来ではないものも当然含まれているという中で、一億七千万円投入して、対象二魚種は五億四千万円であったと。もちろん、ほかの観光面での効果や資源回復効果というのがあるのは理解しますので、それで直ちに問題視はしませんけれども、まずここを把握していただきたいというのが一つ。

特に先ほどヒラメについて、放流したものの漁獲高に占めるものが一〇%でしたかね。そうしましたら、ヒラメが一億二百万円の中の寄与度合いが一千万程度になると。マダイ八十万尾、ヒラメ五十万尾、それぞれお値段はちょっとわかりませんが、半々だと見たとしても、七、八千万つぎ込んで一千万なのかなということになっちゃうので、ちょっとこの生産額も含めた費用対効果、これが全てだとは言いませんけれども、そこも含めた費用対効果の分析をぜひやっていただきたいなど、これは要望にとどめておきますが、そちらのほうをお願いいたします。

## 6. 水産関係の試験研究について

### ■ 質問（しもづる）

関連して、将来何で飯を食っていくのかということで、水産技術センターの研究についてなんですけれども、私も指宿のほうに伺ったことが一年目のときにあるんですが、水産関係の研究開発機関としては、やはり鹿児島大学の水産学部というものも本県は有しているということで、ここの連携、役割分担をどのように考えているのかということを示してください。

### □ 答弁（水産技術開発センター所長）

鹿児島大学との連携の話からでよろしいでしょうか。

現在、効率的な、効果的な研究を進めるということで、国の水産研究所あるいは大学、鹿児島大学等の研究機関と連携をしながら進めるということでは非常に重要なことと考えておりまして、積極的に現在取り組んでいるところでございます。

平成二十六年に二十二研究課題に取り組んでいるんですが、このうち鹿児島大学とは八課題について今、共同研究等を実施しているところでございます。具体的には、マチ類とか瀬物類とか、浮き魚類などの資源の予測研究、あるいは赤潮の研究、魚病の研究、加工関係の研究等それぞれ取り組んでおります。

研究内容によって、大学との役割というところはそれぞれ異なるわけですが、例えば資源調査をする場合は、調査船でとった魚あるいは卵とか稚魚、そういった部分については水産技術開発センターで特定、種類とか研究的な部分のところの分析関係、それを鹿児島大学にお願いするとか、それぞれ持っている役割とか得意、不得意がございますので、そこを連携しながら取り組んでいるところでございます。

また、全体的に水産研究交流セミナーとかを開催しまして、大学と連携しながら取り組むような環境づくりもしておりまして、今後とも鹿児島大学とは連携を強化しながら連携を進めてまいりたいと考えております。

### ■ 質問（しもづる）

ありがとうございます。

本県にとっても漁業生産額が七百から八百億円ある中で、ただ、ここ十年で養殖、海面漁業ともに約一〇%ずつ減ってきているという現状がございます。今後、やはり鹿児島の漁業が何で飯を食っていくのかという将来の種を見つけていくのは、やはりこういう研究機関の役割が非常に大きいと思っております。

実際に行ったときに、ああもっと研究する規模があればいいのになというふうに思ったのも事実でありますし、私自身はもっと研究開発に金を使うべきだというふうに思っております。現場サイドのほうはたくさん要望を出していらっしゃると思いますので、私自身はそれを後押しできるように取り組んでいきたいなと思っております。

## 7. パスポート発行事務（随契）について

### ■ 質問（しもづる）

最後に、国際関係を二点伺います。

一点目は、パスポートの発行事務の委託についてであります。

六月議会におきまして、このパスポートの発行事務、長年にわたり国際交流協会に随意契約で出しているということを指摘させていただきました。同時に、他県では民間委託している例も出てきているということ、そしてまた同時に、包括外部監査のほうでも問題の指摘がされているということも指摘させていただきました。

六月議会では、他県の民間委託や入札の状況について調査していただくように依頼させていただきましたけれども、その後、調査・検討の状況がどのようになっているのかということをお示しいただきたいと思っております。

### □ 答弁（国際交流課長）

六月議会でもお話のございました旅券事務の、パスポートの発行事務の委託の状況につきまして、八月に全国四十七都道府県のほうに調査依頼をいたしまして、四十三都道府県のほうから現在、回答が来ているところでございます。その中で、民間事業者への委託が二十三団体、本県と同様に地域国際化協会への委託が本県も含めまして四団体、あと直営で県のほうが直接発行事務をそのまま行っている団体が十六団体という状況でございました。

また、特に民間事業者への委託契約の方法でございますけれども、二十三団体あるうち、一般競争入札が十四団体、指名競争入札が五団体、プロポーザル方式が三団体、随意契約が一団体という状況でございました。

民間事業者へ委託する業務内容につきましては、二十三団体のうち、旅券の作成・発送・交付など、比較的制度や業務について習熟を要しないような業務の部分を委託しているのが十団体、旅券の申請の受理や審査など、習熟を要するような業務まで委託をしているところが十三団体あるという状況でございました。

また、民間委託をしたその効果についても尋ねてみましたが、経費節減や日曜交付開始などのサービス改善がなされたところが十九団体という回答が来ております。

一方で、民間委託後、非常に不備がふえているとか、また委託スタッフの意識向上が実現していない、契約先が変わることにより習熟した職員がいなくなって業務に支障を来すおそれがあるなどの問題点や課題なども回答が来ているという状況でございます。

### ■ 質問（しもづる）

ありがとうございます。全国に問い合わせいただき、非常に大変だったかと思いますが、ありがとうございます。

今の答弁の中で、全国四十三都道府県から回答があり、うち二十三は民間委託をやっており、うち十二は一般競争、指名競争、プロポーザルを含めて入札にかけているという回答でありました。

やはりこれだけ全国的にも民間委託というのが進んできているということを考えれば、やはり本県と

しても本腰を入れて検討すべきではないかというふうに考えます。先ほど効果として、いいほうの効果として、経費削減であったりサービス改善という効果があらわれたという反面、不備が発生している、もしくは毎年かわると習熟度合いに難があるということもありました。

ただ、この難点のほうというのは僕は乗り越えられると思っています。というのが、例えば習熟度合い云々ということであれば、一年ではなくて数年の契約にするという手もありますし、また、例えばこれはよく外郭団体や直営に残すロジックとして出てくるのが、個人情報の取り扱いが云々という話がありますが、ただ、これは結局、処理するのは人ですから、公務員がやろうか、外郭の人がやろうか、民間の人がやろうか、それぞれそういう人、悪いことを考える人がいたときに漏らせないようなプロセスをつくっておくことが大事なのであって、別に委託先が直営か外郭か民間かによって、個人情報漏えいの危険性が変わるわけではないということをやほりここで申し添えておきたいなと思います。

というのが、よくあるロジックで、直営で残す、もしくは外郭に随契で出すロジックとして、個人情報を扱っているから慎重な取り扱いが必要なんだということが出てきますので、いや、それは違うんですよということは意見として申し上げておきたいなというふうに思っておりますが、今回、こういうふうな回答をいただきましたので、また残りの四つのところからも回答もありましたら、次回の議会であわせてお伺いしたいですし、またこれは具体的な議論は次回の議会に譲りますけれども、ぜひやる方向で検討を進めていただきたいというふうに思っております。

もう一点、国際関係で最後にお伺いしますが、国際交流プラザというものがございます。この国際交流プラザについて、委託料と委託先、契約形態についてまずお示しいただきたいと思います。

#### □ 答弁（国際交流課長）

国際交流プラザの委託料、委託費についてでございます。

二十五年度で申しますと、一千四百七十九万六千円という状況でございました。あと契約の方法ですけれども、国際交流プラザの運営につきまして委託をしております、管理は県民交流センター内でございますので、県民交流センターのほうで直接管理はされているという状況でございますが、委託につきましては、国際交流協会のほうに随意契約で委託をしているという状況でございます。

#### ■ 質問（しもづる）

ありがとうございます。

県民交流センターにあるわけですが、随契で国際交流協会に出していると、約一千五百万円であるという答弁でした。

今回これを伺おうと思ったのが、今度、予算が可決されればですけれども、県民交流センターの在り方検討委員会というのが立ち上がることになっておりまして、県民交流センター自体のあり方の再検討というのも始まってこようかと思っております。

その中で、そこに入っている国際交流プラザというところ、一千五百万円で随契で出しているという中で、それでは国際交流の促進にいかなる効果が出ているのか、どれだけ利用されているのかということで伺いたいんですが、成果調書を拝見しますと、利用者が約三万七千人いたということですが、三万七千人いて千五百万円だったら、まあ使われているよねというふうに思いますが、この利用者とは何ですか。

#### □ 答弁（国際交流課長）

二十五年度のまず利用者数の状況でございます。

今、お話がありましたように、三万七千八十一人という数字で挙げております。この内訳でございますけれども、まず国際交流プラザの中に、自由に雑誌を見たり、外国放送のテレビ等を流しておりますので、そういうものを見たりというようなスペース、もしくは外国の方との交流をするようなスペース、そういう国際交流サロンというものを設置をしておりますけれども、その利用者が三万五百五十三人、あと国際交流協会の事務局がそのプラザの中にございますが、そこへの入室者が二千五百八十四人、あと国際交流協会等のほうで行われております各種事業等で会議室とか研修室を利用されている方が三千九百四十四人の合計三万七千八十一人というふうになっております。

この国際交流プラザにつきましては、地域の国際化を図るということで、本県、県内各地でもさまざまな国際交流活動が活発に展開をされてきておりますけれども、特に民間国際交流団体、在住の来県している外国人にとりまして、活動や交流の場として気軽に利用できる施設の整備が求められていたということから設置をしております、本県の国際交流ということにつきまして効果が上がっているというふうに認識をしております。

#### ■ 質問（しもづる）

今、内訳はお示しいただいたわけですが、あそこは、今はちょっと撤去されているんですかね、いろいろ展示してありましたけれども、県民交流センターで。便利なところなので通る人は結構いたわけですよ。ただ、その方々がじゃ果たして国際交流プラザ目当てで来たのかどうかということは、やはり検討しなきゃいけないのかなと思う数値なんですよね。

一方で、成果調書のほうには相談件数として三百八十三件の国際交流に関する相談が昨年度あったとありますが、一日一件というのもなかなか寂しい話なんだなというふうに思うところです。

今後、県民交流センターの在り方検討委員会でどのような議論がなされるか未知数ですし、場所がどうなるのかということも含めて、今後そちらでの検討になるかと思っておりますけれども、ただ、やはりいい場所にあって、展示しているからこれだけ使っているんですよというわけではなくて、やはり民間ベースの国際交流を促進するために実質的に何ができるのかということをやはり今後しっかり考えていただきたいなということのこちら問題提起をして、終わりたいと思います。ありがとうございます。